

障害者虐待防止法と虐待禁止条例 について

平成29年12月6日
埼玉県福祉部障害者支援課

※ この資料は平成29年度厚生労働省
「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」
の資料集から抜粋したものが含まれています。

1. 障害者虐待防止法の概要

1. 法施行までの経緯

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年

厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立
附則2項

「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

平成23年6月

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成24年10月 法律施行

- * 全都道府県で「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、合わせて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

- ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待事案の例（障害者福祉施設従事者等による虐待報道を参考に作成）

○身体的虐待の事案

精神障害者のグループホームの女性利用者を診察した病院は、腕や足の打撲に「虐待の疑いがある」としてそのまま入院させた。グループホームの元職員は、グループホームを運営する法人の理事長から利用者が虐待を受けていると通報した。利用者のメモには、「顔、おなかをたたかれ、けられました。」などと書かれていた。

○性的虐待の事案

障害児の通所施設の職員が、利用している複数の女児の下半身を触り、撮影したとして逮捕された。加害者の職員は裁判で「障害のある子どもなら、被害が発覚しないと思った。」と述べた。

○心理的虐待の事案

施設の職員から、施設幹部による入所者への暴言が続いていると通報が寄せられた。職員に手を出した入所者に「おまえ、この野郎、外だったらボコボコにするぞ」などと詰め寄ったり、入所者を「てめえ」と怒鳴って小突いた、などとされている。

○放棄・放置の事案

障害者支援施設の職員が、大きな外傷があっても受診させないなどの虐待をしたことが、自治体の検査で確認された。

○経済的虐待の事案

グループホームの職員が、利用者の給料を本人の代わりに預金口座に入金する際、一部を入金しないなどして着服を重ねていた。被害を受けた障害者は20人近く、着服額は1,500万円以上に及んだ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「**障害者虐待**」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

| 養護者による障害者虐待 | 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 | 使用者による障害者虐待 |
|--|---|--|
| <p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <p>① 事実確認（立入調査等） ② 措置（一時保護、後見審判請求）</p> | <p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表</p> | <p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表</p> |

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

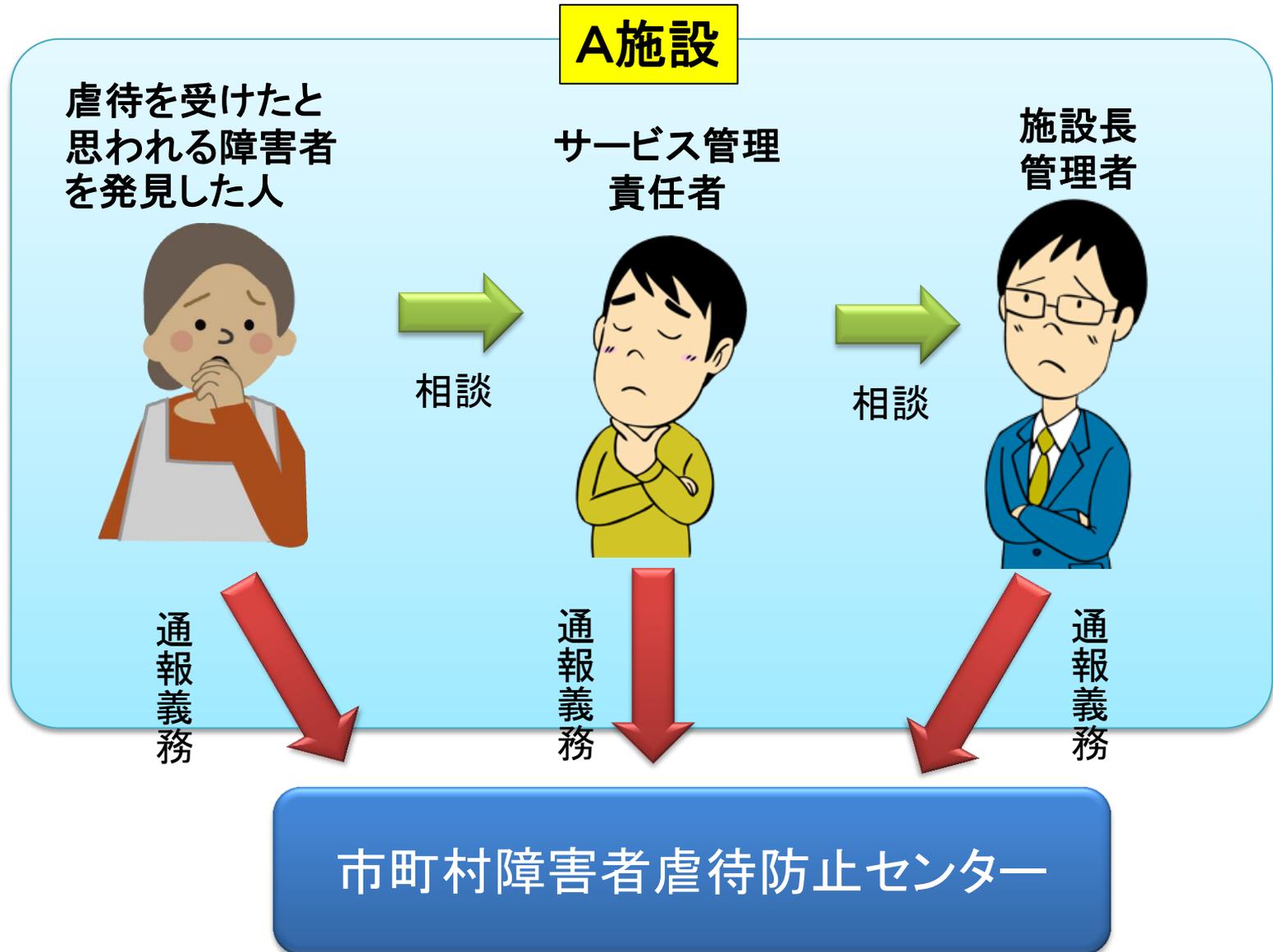
5

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「**市町村障害者虐待防止センター**」・「**都道府県障害者権利擁護センター**」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、**成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置**等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

通報義務の開始

「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない。」



2. 障害者虐待の現状

1. 法施行後の状況

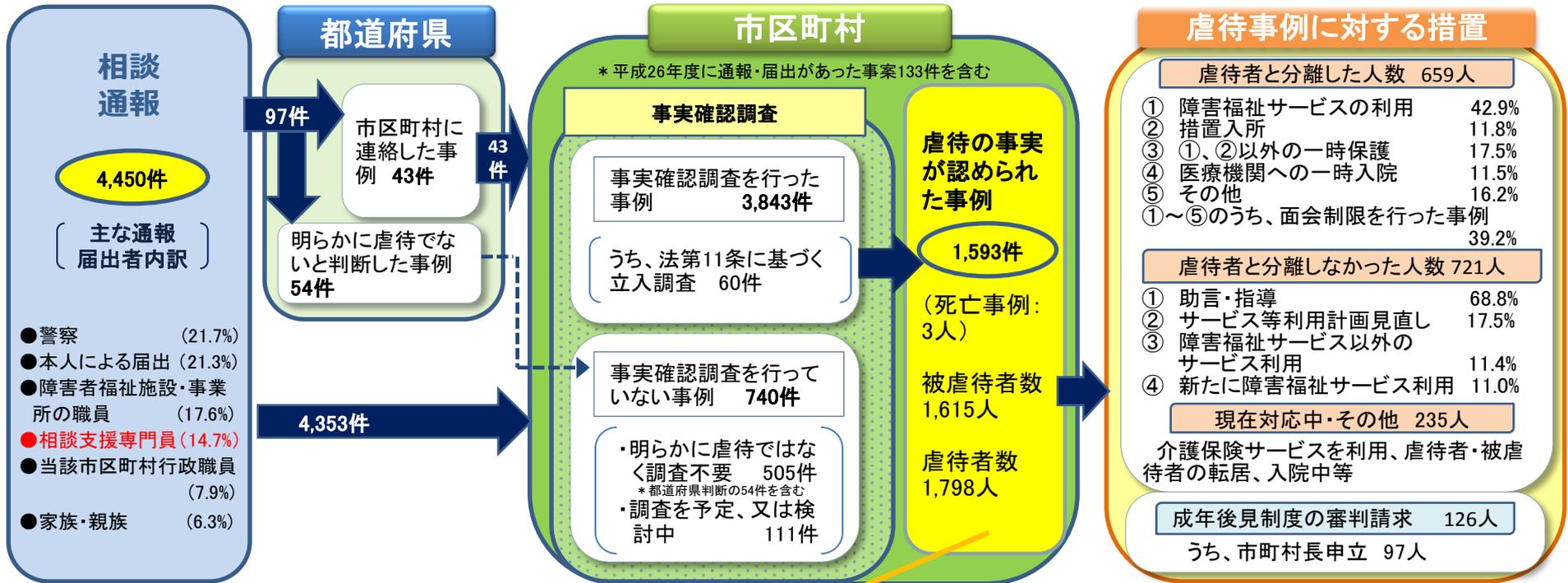
平成27年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

【調査結果(全体像)】

| | 養護者による 障害者虐待 | 障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待 | 使用者による障害者虐待 | | |
|--------------------|--------------------|-------------------------|----------------|--|-----------------------------|
| | | | (参考)都道府県労働局の対応 | | |
| 市区町村等への 相談・通報件数 | 4,450件 (4,458件) | 2,160件 (1,746件) | 848件 (664件) | 虐待が 認められた 事業所数 507事業所 (299事業所) | 被虐待者数 970人 (483人) |
| 市区町村等による 虐待判断件数 | 1,593件 (1,666件) | 339件 (311件) | / | | |
| 被虐待者数 | 1,615人 (1,695人) | 569人 (525人) | | | |

- ・上記は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
- ・カッコ内については、前回調査(平成26年4月1日から平成27年3月31日)のもの。
- ・都道府県労働局の対応については、平成28年7月27日労働基準局労働関係法課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

平成27年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(1,798人)

- 性別
男性(63.2%)、女性(36.7%)
- 年齢
60歳以上(37.4%)、50～59歳(21.6%)
40～49歳(18.2%)
- 続柄
父(22.7%)、母(22.4%)、夫(13.6%)
兄弟(12.7%)

虐待行為の類型(複数回答)

| 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 放棄、放置 | 経済的虐待 |
|-------|------|-------|-------|-------|
| 62.3% | 4.1% | 31.7% | 16.1% | 25.7% |

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

| | |
|---------------------|-------|
| 家庭における被害者者と虐待者の人間関係 | 47.9% |
| 虐待者の性格や人格(に基づく言動) | 42.2% |
| 虐待者が虐待と認識していない | 38.5% |
| 被害者本人の性格や人格(に基づく言動) | 34.2% |
| 被害者本人の介護度や支援度の高さ | 21.8% |
| 家庭における経済的困窮(経済的問題) | 21.7% |

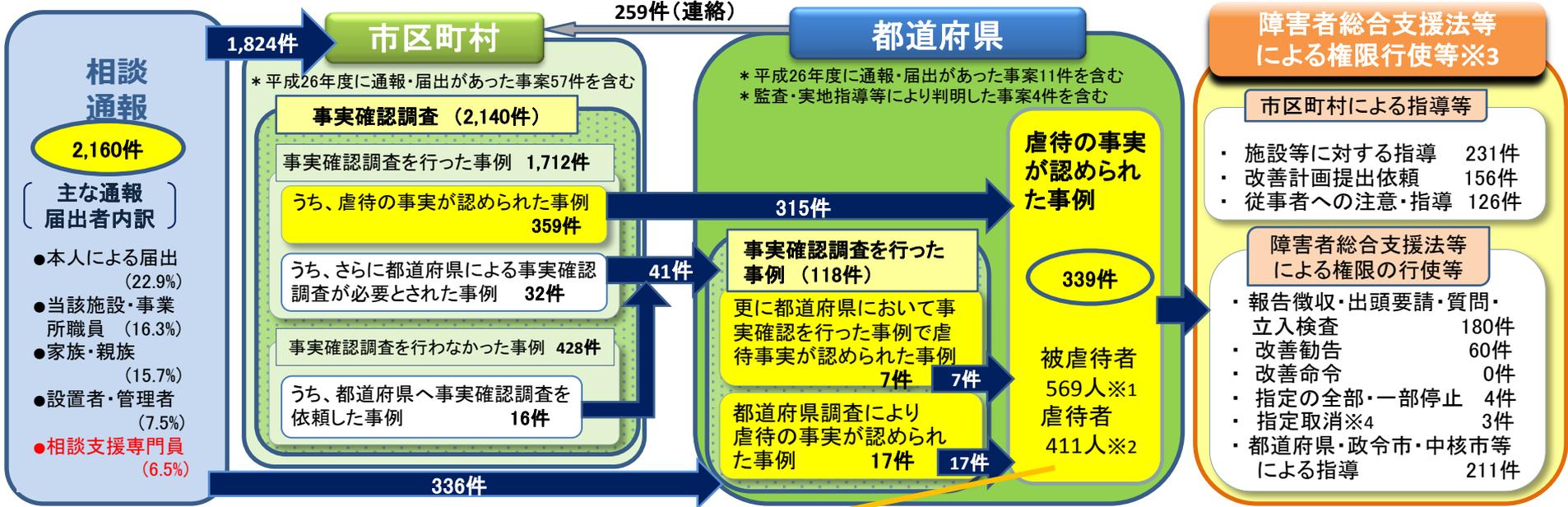
被害者(1,615人)

- 性別 男性(36.5%)、女性(63.5%)
- 年齢
40～49歳(21.9%)、20～29歳(19.4%)
50～59歳(18.7%)
- 障害種別(重複障害あり)

| 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 難病等 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 24.5% | 49.7% | 33.1% | 1.2% | 2.9% |

- 障害支援区分のある者 (52.8%)
- 行動障害がある者 (27.7%)
- 虐待者と同居 (79.8%)
- 世帯構成
両親と兄弟姉妹(11.7%)、両親(11.5%)、
単身(10.8%)、配偶者(9.5%)、配偶者・子(8.2%)

平成27年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



虐待者(411人)

- 性別 男性(70.6%)、女性(29.4%)
- 年齢 60歳以上(20.4%)、40~49歳(20.0%)、50~59歳(18.0%)
- 職種 生活支援員(44.5%)、管理者(10.9%)、世話人(7.5%)、指導員(6.8%)、その他従事者(6.1%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

| | |
|------------------------|-------|
| 教育・知識・介護技術等に関する問題 | 56.1% |
| 虐待を行った職員の性格や資質の問題 | 51.2% |
| 倫理観や理念の欠如 | 43.9% |
| 職員のストレスや感情コントロールの問題 | 42.0% |
| 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ | 24.8% |
| 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ | 23.0% |

虐待行為の類型(複数回答)

| 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 放棄、放置 | 経済的虐待 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 58.1% | 14.2% | 41.0% | 5.3% | 7.7% |

障害者虐待が認められた事業所種別

| | | |
|----------------------|-----|--------|
| 障害者支援施設 | 88 | 26.0% |
| 居宅介護 | 9 | 2.7% |
| 重度訪問介護 | 3 | 0.9% |
| 療養介護 | 1 | 0.3% |
| 生活介護 | 43 | 12.7% |
| 短期入所 | 11 | 3.2% |
| 自立訓練 | 1 | 0.3% |
| 就労移行支援 | 5 | 1.5% |
| 就労継続支援A型 | 23 | 6.8% |
| 就労継続支援B型 | 49 | 14.5% |
| 共同生活援助 | 63 | 18.6% |
| 一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所 | 1 | 0.3% |
| 移動支援事業 | 2 | 0.6% |
| 地域活動支援センターを経営する事業 | 2 | 0.6% |
| 児童発達支援 | 2 | 0.6% |
| 医療型児童発達支援 | 1 | 0.3% |
| 放課後等デイサービス | 35 | 10.3% |
| 合計 | 339 | 100.0% |

被虐待者(569人)

- 性別 男性(66.4%)、女性(33.6%)
- 年齢 30~39歳(23.2%)、40~49歳(20.0%)、20~29歳(19.0%)
- 障害種別(重複障害あり)

| 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 難病等 |
|-------|-------|------|------|------|
| 16.7% | 83.3% | 8.8% | 2.3% | 0.0% |

- 障害支援区分のある者 (70.5%)
- 行動障害がある者 (28.8%)

10

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の7件を除く332件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった13件を除く326件が対象。
 ※3 平成27年度末までに行われた権限行使等。
 ※4 指定取消の3件は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

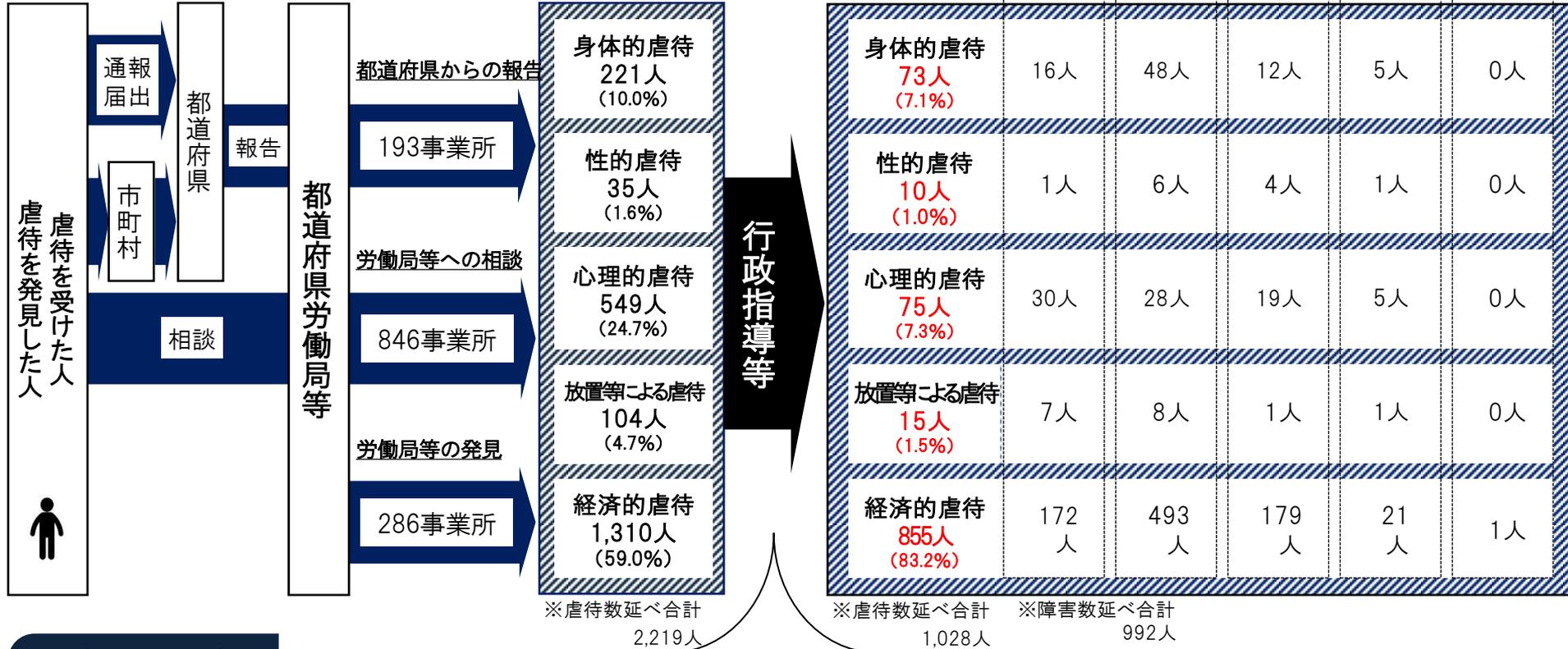
平成27年度における使用者による障害者虐待の状況等

通報・届出

○通報・届出が寄せられた事業所 **1,325事業所**
 ○通報・届出対象の障害者 **1,926人**

虐待が認められた事案

○虐待が認められた事業所 **507事業所**
 ○虐待が認められた障害者 **970人**



労働局での対応

○労働局で行った措置 **978件**

| 労働基準監督署 | 公共職業安定所 | 労働局 雇用環境・均等部(室) | |
|--|--|--|---|
| 労働基準関係法令に基づく指導等 875件(89.5%) (うち最低賃金法関係 596件(60.9%)) | 障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 79件(8.1%) | 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 10件(10%) | 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 14件(1.4%) |

2. 法施行後も続く深刻な施設従事者等の虐待事案

ケース1

入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の**容疑者を逮捕**した。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は**日常的に虐待があった可能性**もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に**関係者からの相談で発覚**同施設を家宅搜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「**事故**」として**処理**していた。

ケース2

福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「**不適切な支援はなかった**」と**虚偽の報告**をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、**施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討**などを求める改善勧告を出した。

同園では、10年間で**15人の職員**が死亡した少年を含む**入所者23人**に虐待していたことが判明した。

ケース3

知的障害者施設で暴行 元職員逮捕

警察は、障害者施設に通っていた知的障害者に「殺す」「ばか」などの暴言を浴びせながら、胸ぐらをつかんで頭部を平手打ちするなどの暴行をした疑いで懲戒解雇された**元施設職員を逮捕**した。「被害者が作業をしようとしなかったのでやった」と容疑を認めている。

市は、匿名で通報を受けて施設に立ち入り調査したが、虐待の事実を確認できなかった。その後、テレビで虐待の映像が放映されたため再度立ち入り調査を実施、「もう少し踏み込んだ対応をしていればよかった」と話した。

同施設は、虐待に加わった他の職員を停職、**施設長を降格処分**した。

ケース4

入所施設の個室に鍵、20年拘束も

県は、障害者支援施設で知的障害のある**入所者3人が、3～20年にわたり1日6時間半～14時間、個室の扉に鍵をかけられ**、外に出られないようにされていたと発表した。

施設側は、「ほかの入所者らに暴力を振るったり、小物を食べたりするため、家族から同意は得ていた」というが、県は立ち入り調査を行い、**虐待にあたりと判断**した。

県は3年に1度、施設を訪れるなどして運営体制を調査してきたが、施設の職員から聞き取りなどはしていたものの、**施錠された部屋の状況までは確認をしていなかった**と説明した。

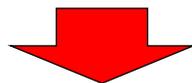
3. 深刻な虐待事案に共通する事柄

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底



障害者施設の理事長談「暴力や暴言があったことは知らなかった。」

⇒ 虐待が事業運営にとって大きなリスクであるとの認識が希薄



- 今すぐ、施設・事業所で虐待がないか総点検すること
- 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報すること

4. 県内の障害者虐待の現状

障害者虐待通報届出・認定件数

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|----------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 通報届出件数 | | 154 | 186 | 214 | 233 | |
| 認定 件数 | 計 | 58 | 68 | 86 | 97 | |
| | 養護者による虐待 | 55 | 65 | 77 | 83 | |
| | 施設従事者等による虐待 | 3 | 3 | 9 | 14 | |

※ H24は、法施行日(平成24年10月1日)～平成25年3月末
(使用者による虐待認定は、別途、厚生省労働局で統計計上)

(1) 県内の事例

平成27年7月24日の報道

わいせつ行為の疑いでNPO法人代表理事逮捕

- ・ 概要: 運営するグループホームに入居する知的障害者の女性にわいせつな行為をしたとして、県警捜査1課と寄居署は23日、深谷市内のNPO法人代表理事を逮捕した。
- ・ 容疑者: 法人代表理事兼共同生活援助事業所管理者(67歳)
- ・ 罪 状: 準強姦未遂罪(懲役3年の実刑判決、確定)
- ・ 被害者: 2010年からグループホームに入居する20代の女性
- ・ 通 報: 被害女性が日中利用していた就労支援施設の職員
- ・ その他: 行政処分(6か月間の指定効力の全部停止処分)

(2) 県内の事例

平成29年2月28日の報道

虐待告発 報復でうつ病

・平成27年1月、さいたま市内の施設で支援の一環と称し、利用者の裸の写真を撮影、事業所内のパソコンに保存し、誰でも見られるようにしていた。施設職員(Aさん)が虐待として市に通報するとともに一部の報道機関に証言を行った。(Aさんは退職)

法人は、報道機関への証言等で名誉を傷つけられたとしてAさんに670万円の賠償を求めた。(裁判等にはならず)

Aさんはうつ病を発症し現在に至っており、法人に慰謝料を求め提訴する意向。

障害者虐待防止法 第16条

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(3) 虐待の傾向

障害者虐待対応状況調査の結果(平成24～28年度 本県分)

- ①養護者による虐待 ②施設従事者による虐待
- ・ 被虐待者 ①女性58.8% ②男性66.2%
 - 障害種別 ①知的(49.07%)、精神(23.6%)、身体(21.5%)
 - ②知的(82.3%)、身体(10.5%)
- ・ 虐待の種類
 - ①身体的(53.6%)、心理的(20.9%)、経済的(12.1%)
 - ②身体的(44%)、心理的(29.3%)、性的(14.6%)
- ・ 虐待者
 - ①父(29.4%)、母(24.5%)、兄弟姉妹(16.7%)
- ・ 虐待を行った人の職種
 - ②生活支援員などの従業者(84.7%)、管理者(11.8%)
 - サービス管理責任者(3.5%)

虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

| 虐待行為の類型 | 該当する刑法の例 |
|---------|--|
| ① 身体的虐待 | 刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪 |
| ② 性的虐待 | 刑法第176条強制わいせつ罪、第177条 <u>強制性交等罪</u> 、第178条準強制わいせつ、 <u>準強制性交等罪</u> |
| ③ 心理的虐待 | 刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪 |
| ④ 放棄・放置 | 刑法第218条保護責任者遺棄罪 |
| ⑤ 経済的虐待 | 刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪 |

等に該当することが考えられます。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。(なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です)。

刑法の一部を改正する法律の概要

施行期日：平成29年7月13日

- 平成26年10月～平成27年8月 「性犯罪の罰則に関する検討会」
- 平成27年10月9日 法制審議会に諮問(平成27年11月～平成28年6月：刑事法(性犯罪関係)部会で審議)
- 平成28年9月12日法務大臣に答申

① 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等(新法第177条, 第178条2項, 第181条等関係)

- ・ 強姦罪の対象となる行為を性交, 肛門性交又は口腔性交(性交等)に改め, その罪名を「強制性交等罪」とする。
※ 現行法は, 「女子」に対する「姦淫」(膣性交)のみを強姦罪として重い処罰の対象としている。
- ・ 強制性交等罪の法定刑の下限を懲役3年から5年とし, 同罪に係る致死傷の罪の法定刑の下限を懲役5年から6年とする。

② 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設(新法第179条等関係)

- ・ 18歳未満の者に対し, その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について, 強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を設ける。

③ 強盗強姦罪の構成要件の見直し等(新法第241条等関係)

- ・ 強盗行為と強制性交等の行為を同一機会に行った場合は, その先後を問わず, 無期又は7年以上の懲役に処することとし, その罪名を「強盗・強制性交等罪」とする。

※現行法では、強盗が先行→無期又は7年以上の懲役(強盗強姦罪)
強姦が先行→5年以上30年以下の懲役(強姦罪と強盗罪の併合罪)

④ 強姦罪等の非親告罪化(現行法第180条等関係)

- ・ 強姦罪, 準強姦罪, 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して, 非親告罪とするとともに, わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とする。

3. 埼玉県虐待禁止条例について

1. 条例の概要

県内の児童、高齢者、障害者に対する虐待件数はいずれも増加傾向にあり、虐待は後を絶たない状況にあります。

虐待をなくすためには、虐待はいかなる理由があっても禁止されるものであるという認識を県民全体で共有する必要があります。

そこで、虐待の防止について基本的な事項を定めることなどにより総合的に施策を推進するため、平成29年6月定例県議会において、議員提案により「埼玉県虐待禁止条例」が成立しました。

この条例は平成30年4月1日から施行されます。

詳細は県HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/20170711.html>

趣旨

- ①児童、高齢者、障害者に対する虐待の禁止並びに虐待の予防、早期発見、その他の虐待の防止等に関する基本理念を定めています。
- ②虐待の禁止、虐待の予防、虐待の防止等における、県、養護者の責務並びに関係団体、県民の役割を明らかにしています。
- ③虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めています。

基本理念

- ①虐待は、児童等の人権を著しく侵害するもので、いかなる理由があっても禁止されるものであることを深く認識して、その防止等に取り組まなければならないこと。
- ②虐待の防止等は、社会全体の問題として、地域の多様な主体が相互に連携しながら取り組まなければならないこと。
- ③虐待の防止等に関する施策の実施に当たっては、児童等の生命を守ることを最優先とすること。
- ④養護者への支援は、切れ目なく行われなければならないこと。

① 児童、高齢者、障害者の3つの虐待を網羅的に一本化して制定した条例。
(都道府県では初)

② 県の責務などを明文化

県の責務

虐待の防止などに関する施策の策定および実施など

養護者の責務

虐待の禁止、児童などの安全・安心な生活の確保

県民の役割

虐待のない地域づくりへの積極的な参加 など

③ 虐待の防止などに関する主要な施策を規定

県が行うもの

- ・通告、通報、届出、相談を行いやすい環境の整備
- ・関係者間での情報の共有の促進

福祉施設などが行うもの

- ・職員などに対する虐待防止研修の実施 など

2. 条文

平成二十九年七月十一日
埼玉県条例第二十六号

埼玉県虐待禁止条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
 - 第二章 虐待の予防（第九条—第十二条）
 - 第三章 虐待の早期発見及び虐待への早期対応（第十三条—第十五条）
 - 第四章 児童等に対する援助等（第十六条・第十七条）
 - 第五章 人材の育成等（第十八条—第二十二条）
 - 第六章 雑則（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、児童、高齢者及び障害者（以下「児童等」という。）に対する虐待の禁止並びに虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止等（以下「虐待の防止等」という。）に関し、基本理念を定め、県及び養護者の責務並びに関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって児童等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 虐待 次のいずれかに該当する行為をいう。
- イ 養護者がその養護する児童等について行う児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「児童虐待防止法」という。）第二条各号、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第二条第四項第一号及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）第二条第六項第一号に掲げる行為
- ロ 養護者又は児童等の親族が当該児童等の財産を不当に処分することその他当該児童等から不当に財産上の利益を得ること。
- ハ 施設等養護者が児童等を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ニ 使用者である養護者がその使用する児童等について行う心身の正常な発達を妨げ、若しくは衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その使用する他の労働者によるイに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- 二 児童 児童虐待防止法第二条の児童をいう。
- 三 高齢者 高齢者虐待防止法第二条第一項の高齢者（同条第六項の規定により高齢者とみなされる者を含む。）をいう。

四 障害者 障害者虐待防止法第二条第一項の障害者をいう。

五 養護者 児童等を現に養護する者をいう。

六 施設等養護者 養護者のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設（次号において「児童福祉施設」という。）その他の知事が告示で定める施設又は事業（第十九条において「児童福祉施設等」という。）に係る業務に従事する者、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校、同法第二百二十四条の専修学校及び同法第三百三十四条第一項の各種学校（これらのうち児童が在籍しているものに限る。以下「学校」という。）の教職員、高齢者虐待防止法第二条第二項の養介護施設従事者等（第二十条において「養介護施設従事者等」という。）、障害者虐待防止法第二条第四項の障害者福祉施設従事者等（第二十一条において「障害者福祉施設従事者等」という。）並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院及び同条第二項の診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）（次号において「病院等」という。）の医師、看護師その他の従業者をいう。

七 関係団体 児童福祉施設、学校、高齢者虐待防止法第二条第五項第一号の養介護施設（第二十条第二項において「養介護施設」という。）、障害者虐待防止法第二条第四項の障害者福祉施設（第二十一条第二項において「障害者福祉施設」という。）、病院等その他児童等の福祉に業務上関係のある団体をいう。

八 通告 児童福祉法第二十五条第一項及び第三十三条の十二第一項並びに児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告をいう。

九 通報 高齢者虐待防止法第七条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項から第三項までの規定並びに障害者虐待防止法第七条第一項、第十六条第一項及び第二十二条第一項の規定による通報をいう。

十 届出 児童福祉法第三十三条の十二第三項、高齢者虐待防止法第九条第一項及び第二十一条第四項並びに障害者虐待防止法第九条第一項、第十六条第二項及び第二十二条第二項の規定による届出をいう。

（基本理念）

第三条 虐待は、児童等の人権を著しく侵害するものであって、いかなる理由があっても禁止されるものであることを深く認識し、その防止等に取り組まなければならない。

2 虐待の防止等は、特定の個人又は家族の問題にとどまるものではないことから、社会全体の問題として、県、県民、市町村、関係団体等の地域の多様な主体が相互に連携を図りながら取り組まなければならない。

3 虐待の防止等に関する施策の実施に当たっては、児童等の生命を守ることを最も優先し、児童等の最善の利益を最大限に考慮しなければならない。

4 養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。以下この項において同じ。）に対する支援は、それが虐待の予防に資するものであることに鑑み、養護者が虐待を行うおそれがないと認められるまで切れ目なく行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（第七条第二項及び第八条において「基本理念」という。）にのっとり、虐待の防止等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、必要な体制を整備するものとする。

2 県は、市町村に対し、福祉、保健、教育等に関する業務を担当する部局の相互の連携を強化し、児童等を守るための役割を主体的に担うよう求めるとともに、市町村が実施する虐待の防止等に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うものとする。

3 県は、市町村と連携し、関係団体が行う虐待の防止等に関する活動について必要な協力を行うものとする。

（養護者の責務）

第五条 養護者は、児童等に対し、虐待をしてはならない。

2 養護者は、自らが児童等の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、県、市町村及び関係団体による支援を受ける等して、その養護する児童等が安全に安心して暮らすことができるようにしなければならない。

（養護者の安全配慮義務）

第六条 養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。）は、その養護する児童等の生命、身体等が危険な状況に置かれないよう、その安全の確保について配慮しなければならない。

2 養護者（施設等養護者及び使用者である養護者に限る。）は、その養護する児童等の生命、身体等が危険な状況に置かれないよう、その安全の確保について専門的な配慮をしなければならない。

3 児童を現に養護する者は、その養護する児童の安全を確保するため、深夜（午後十一時から翌日の午前四時までの間をいう。）に児童を外出させないよう努めなければならない。

（関係団体の役割）

第七条 関係団体は、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、虐待の早期発見に努めるとともに、その専門的な知識及び経験を生かし、児童等及びその養護者に対する支援を行うよう努めるものとする。

2 関係団体は、基本理念にのっとり、県、市町村及び他の関係団体と連携し、県及び市町村が実施する虐待の防止等に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第八条 県民は、基本理念についての理解を深め、県民と児童等及びその養護者との交流が虐待の防止等において重要な役割を果たすことを認識し、虐待のない地域づくりのために積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県及び市町村が実施する虐待の防止等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 虐待の予防

（虐待予防の取組）

第九条 県は、虐待の予防に資するため、市町村及び関係団体と連携し、児童等が安全に安心して暮らせるよう、養護者、県民等に対し、虐待の防止等に関する情報の提供及び相談の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(児童虐待予防の取組)

第十条 県は、児童に対する虐待の予防に資するため、市町村が養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。）に対し、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた切れ目のない支援を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(乳児家庭全戸訪問事業等による児童虐待予防の取組)

第十一条 県は、児童に対する虐待の予防に資するため、市町村に対し、児童福祉法第六条の三第四項の乳児家庭全戸訪問事業及び同条第五項の養育支援訪問事業（以下この条において「乳児家庭全戸訪問事業等」という。）の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 県は、市町村が乳児家庭全戸訪問事業等の対象となる全ての児童の状況を把握することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、市町村に対し、乳児家庭全戸訪問事業等の実施状況について、必要と認める事項の報告を求めることができる。

(啓発活動)

第十二条 県は、虐待の防止等に関する県民の理解を深めるため、市町村と連携し、分かりやすいパンフレット等の作成及び配布、養護者に対する研修の実施その他の必要な啓発活動を行うものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、児童の発達段階に応じた適切な虐待の防止等に関する教育を行う機会を確保するため、市町村と連携し、必要な施策を実施するものとする。

3 学校は、児童及びその保護者（児童虐待防止法第二条の保護者をいう。）に対し、虐待の防止等のための教育又は啓発に努めなければならない。

第三章 虐待の早期発見及び虐待への早期対応

(通告、通報、届出及び相談の環境の整備等)

第十三条 県は、早期に虐待を発見することができるよう、市町村と連携し、虐待を受けた児童等（虐待を受けたと思われる児童等を含む。以下この条及び第十五条において同じ。）を発見した者にとって通告又は通報を行いやすい環境、虐待を受けた児童等にとって届出を行いやすい環境及び虐待を受けた児童等の家族その他の関係者にとって相談を行いやすい環境の整備に努めなければならない。

2 県は、市町村と連携し、虐待を受けた児童等に係る通告、通報及び届出を常時受けることができる環境の整備に努めなければならない。

3 県は、虐待を受けた児童等に係る通告、通報、届出又は相談を行った者に不利益が生ずることがないように、その保護について必要な配慮をしなければならない。

(情報の共有)

第十四条 県は、虐待の早期発見及び虐待への早期対応を図るため、個人情報保護に留意しつつ、児童相談所、警察署、市町村、関係団体その他の虐待の防止等に関係するものの間における虐待に関する情報の共有の促進その他の緊密な連携の確保を図るための措置を講ずるものとする。

- 2 知事及び警察本部長は、虐待を防止するため、相互に虐待に関する情報又は資料を提供することができる。
- 3 知事及び警察本部長は、相互に情報又は資料を提供したときは、緊密な情報の共有を図るため、その後も引き続き相互に必要な情報又は資料の提供を行うものとする。
- 4 県は、虐待の防止等を適切に実施するため、他の都道府県その他の地方公共団体と連携し、虐待に関する情報を共有するよう努めるものとする。

(早期対応)

第十五条 県は、虐待に関する通告、通報、届出又は相談を受けたときは、必要に応じ、市町村及び関係団体と連携し、速やかに、当該通告、通報、届出又は相談に係る虐待を受けた児童等の安全の確認を行うための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 児童等に対する援助等

(虐待を受けた児童等に対する援助)

第十六条 県は、虐待を受けた児童等に対し、虐待から守られた良好な生活環境の確保及び心身の健康の回復を図るため、市町村及び関係団体と連携し、必要な援助その他の必要な措置を講ずるものとする。

(養護者に対する支援)

第十七条 県は、養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。以下この条において同じ。）の負担の軽減を図るため、市町村及び関係団体と連携し、情報の提供、相談の実施その他の必要な支援を適切に行うとともに、養護者が安心して子育て並びに高齢者及び障害者の養護を行うことができるよう、環境の整備を行うものとする。

2 県は、虐待を行った養護者が良好な家庭的環境を形成し、及び虐待を繰り返すことがないように、市町村及び関係団体と連携し、当該養護者に対し、必要な指導及び支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第五章 人材の育成等

(人材の育成)

第十八条 県は、県、市町村及び関係団体において専門的知識に基づき虐待の防止等が適切に行われるよう、これらに係る専門的知識を有する人材を育成し、及び確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止等に関する研修)

第十九条 県は、児童に対する虐待の防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の資質の向上を図るため、児童の福祉に関する事務に従事する者に対する研修を実施するものとする。

2 児童福祉施設等の設置者若しくは事業を行う者又は学校の設置者は、その業務に従事する者又は教職員に対し、児童に対する虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

3 児童福祉施設等に係る業務に従事する者及び学校の教職員は、前項の規定による研修を受けるものとする。

第二十条 県は、高齢者に対する虐待の防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の資質の向上を図るため、高齢者の福祉に関する事務に従事する者に対する研修を実施するものとする。

2 養介護施設の設置者又は高齢者虐待防止法第二条第五項第二号の養介護事業を行う者は、その養介護施設従事者等に対し、高齢者に対する虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

3 養介護施設従事者等は、前項の規定による研修を受けるものとする。

第二十一条 県は、障害者に対する虐待の防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の資質の向上を図るため、障害者の福祉に関する事務に従事する者に対する研修を実施するものとする。

2 障害者福祉施設の設置者又は障害者虐待防止法第二条第四項の障害福祉サービス事業等を行う者は、その障害者福祉施設従事者等に対し、障害者に対する虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

3 障害者福祉施設従事者等は、前項の規定による研修を受けるものとする。

(虐待に係る検証)

第二十二条 県は、市町村と連携し、県内で発生した児童等の心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待について検証を行うものとする。ただし、県が行う検証と同等の検証を市町村が行う場合は、この限りでない。

第六章 雑則

(児童又は高齢者に準ずる者に対する措置)

第二十三条 県は、この条例の趣旨にのっとり、市町村と連携し、児童又は高齢者以外の者であっても、現に養護を受けている者で、特に必要があると認められるものについては、児童又は高齢者に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(体制の整備)

第二十四条 県は、虐待の防止等を適切に実施し、及び虐待を受けた児童等に迅速かつ適切に対応するため、県、市町村、関係団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとする。

2 前項の連携協力体制の整備に当たっては、虐待を受けた児童等の適切な保護と養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。）に対する効果的な支援との両立が図られるよう配慮するものとする。

3 県は、市町村が設置する児童福祉法第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の機能の強化及び運営の充実を図るため、必要な援助を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十五条 県は、虐待の防止等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。